自治体名	福島県	区分	都道府県
キーワード	既存の仕組みの活用、家裁との連携、専門職団体の活用		

福島県における家裁との連携と専門職団体を活用した取り組み

Ⅰ．概　要

1．都道府県概要

管内市町村数	59カ所
人　口	1,895,567人
65歳以上の者の人数	582,675人
療育手帳の所持者数	16,799人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	13,628人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	1,775人
保佐の人数	341人
補助の人数	70人
任意後見の人数	29人
日常生活自立支援事業の利用者数	674人
市民後見人の養成をしている市町村数	3カ所
養成者数	435人
受任者数	6人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	37人
県内で法人後見を実施している法人数	7カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
全県調査は未実施、専門職は自治体規模によって差がある。	
市町村長申立数（平成30年度実績）	152件

（2019年10月1日時点）

目　次

1．都道府県概要
2．マニュアル作成のワーキンググループの設置
3．利用促進へ向けた事業への取組み
4．家裁との連携と専門職の活用

2．マニュアル作成のワーキンググループの設置

成年後見制度利用促進法が施行された2016年度に、福島県の現担当者は異動してきました。国の基本計画がまとまりつつある2017年の１月頃、福島家庭裁判所の職員が来庁され、「今後連携していきたい」と言われたものの、当時はその意味がよく理解できませんでした。

その後、国の基本計画が提示され、県としても取り組みを考えていたところ、**市町村長申立マニュアルが新潟県で作成されていると知り、まずは福島県でも市町村長申立マニュアルを作成すべく、ワーキンググループを立ち上げる**ことになりました。

ワーキンググループが立ち上がったのは2017年の８月頃でしたが、その前の６月に福島家庭裁判所主催で“家事関係機関との連絡協議会”が開催されました。そこで参加市町村や専門職団体から、成年後見制度利用促進に関し「市町村に対しどのような支援をするのか。どのように取り組んでいくのか」等の発言があったことも、利用促進の取組について考えていく１つのきっかけとなりました。

ワーキンググループの構成メンバーは、県の３つの担当課、取組が進んでいる市、県社協、市社協で、家裁はオブザーバーとして常に３人参加していました。予算をとっていなかったので、専門職団体は正式に呼べなかったのですが、意見を求めたく１回だけ手弁当で参加をお願いしたところ、各団体とも快く応じてもらえました。マニュアル作成について協議も重ねましたが、ワーキンググループの参加メンバーで、利用促進等を中心に日々実務で感じている課題を共有したりできたことがその後のネットワークをつくっていくことの基礎になったと考えられます。

3．利用促進へ向けた事業への取組み

上記のマニュアル作成含め、他県をお手本にした取組しかできておりません。参考になる事業は実施していませんが、当県における事業をご案内します。

マニュアル作成のワーキングをきっかけとして、県でも2018年度から利用促進のための会議を年２回実施したり、市町村向けの研修や一般市民向けのセミナーを行っています。

また、2020年度からは**既存の「高齢者虐待防止ネットワーク会議」と、まだ設置要綱がないなかで昨年から始まっている「成年後見制度利用促進関係の会議」等を統合した会議体を設置**予定です。

併せて、社会福祉士等による専門職派遣等を実施し、より市町村を支援できる事業の実施を予定しています。

市町村によって取組状況に温度差があり、非常に進んでいる地域と、まったく手が付けられていない地域があります。やはりその行政に、リーダー的人材がいるかどうかは大きく、県としても支援を入れたいところではありますが、県職員だけでなんとかしようとしても限界があるので、**専門職の力を積極的に活用**していきたいと考えています。

参考資料（福島県保健福祉部高齢福祉課）R２年度の県事業概要

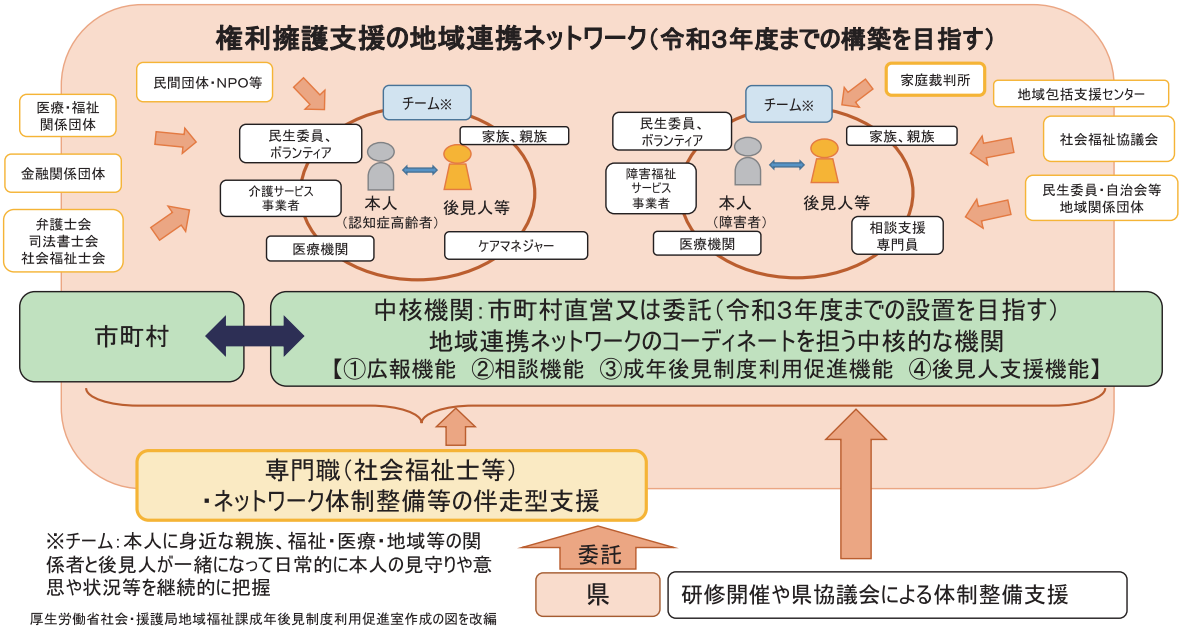

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室作成の図を改編

4．家裁との連携と専門職の活用

県としても、これまで以上に市町村に出向いていきたいと思っています。ただ、市町村とすると、家裁や専門職団体がまだまだ敷居が高いと感じ、気軽に相談したり連絡できない実態もわかってきているので、そこをうまくつなげる役割を担う必要を感じています。

幸いなことに、福島家裁は本庁も各支部も非常に積極的に行政に働きかけてくれるため、市町村の職員や社協だけでは難しいと感じる部分については専門職の関与やアドバイザー機能を発揮できる場面をつくることで、それぞれの市町村が取り組みが進むようにと考えています。

身近な地域で見える実践が伝わると、取組みが進んでいきますので、県としては、見える実践を増やしていくことを目指します。

担当者より

家裁が基本計画公表前に、県を訪ねてきてくれたことは、これまでの自治体と家裁との関係性があったからだと思います。

行政は、人材や予算がなければ、と考えがちですが、逆にそれらがあったとしても取り組みが進むかどうかは疑問です。

そうであれば、取組事例を増やすための支援を考え、それを市町村に見えるようにしていくことが近道なのかもしれません。

■参考URL　連絡先

福島県保健福祉部高齢福祉課
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/